

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

文化観光局	(令和3年度)	
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>【指摘8】業務委託仕様書の記載誤りについて</p> <p>市は当該事業費として、体験プログラム発信Webシステムの改修に関する業務委託料を約4,356千円支出している。業務委託契約書等を閲覧した結果、業務委託契約の際に添付されている業務委託仕様書の成果品である実施報告書の納期限が令和2年3月と前年の日付になっていた。</p> <p>単純な誤りかもしれないが業務委託仕様書の日付が誤りである場合、事業の実施期間を把握することや、年次での実施事項を正しく管理することができない。また、全体的な書類の信頼性にも疑義が生じる。</p> <p>市は、書類事務を適切に行うため、書類が適切に作成されていることを漏れなく確認する必要がある。</p>	<p>業務委託に係る起案書類作成時には、記載内容に誤りがないか複数人による確認を徹底することとした。</p> <p>また、総務局文書法制課より各課室公所長に対し文書事務に係る留意事項についての通知がなされた。</p> <p>各課室公所長への通知日 令和4年4月11日</p>	